

大分県小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程

第1条 目的

この規程は、大分県小学生バレーボール連盟（以下県小連）の関係者が順守すべき法令等に関する事項を定めることにより、県小連の社会的な信頼を確保することを目的とする。

※法令等とは、日本国憲法、JVA定款、JVA諸規定類及び日小連規約、規定類、それに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等をいう。

第2条 適応範囲

県小連関係者とは、以下のものをいう。

- (1) 県小連役員
- (2) 地区小連役員
- (3) 大分県小連加盟団体及び個人登録規定に登録した個人または団体の指導者
- (4) 参加選手の保護者

第3条 責務及び順守事項

1 行動規範

県小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り常にスポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

2 県小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する（違反行為）

- (1) 県小連の決定した方針に従わないこと。
- (2) 日小連、県小連の認めていない競技会に参加すること。また、同様の競技会等を主催すること。
- (3) 小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。
- (4) 指導に名を借りた体罰、暴力、暴言、わいせつ行為や性的言動、保護者等への個人的な要求、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する言動を取ること。
- (5) 不正な会計処理を行うこと。
- (6) 県小連関係者として著しく品位又は名誉を傷つけること。
- (7) フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
- (8) 事業推進のために後援並びに協賛社等から良識を越えた多額の金品の提供を受けること。
- (9) その他、著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

第4条 コンプライアンス委員会の設置

- 1 本規程の解釈、運用のために、理事会の議決に基づきコンプライアンス委員会を設置する。
- 2 コンプライアンス委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

第5条 懲戒処分

県小連は、違反行為を行った県小連関係者に対して、下記の処分を行うことができる。

- (1) 県小連役員「会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事」については、厳重注意、譴責（けん責）、勧告、除名、その他必要に応じた処分

※譴責とは、不正や過失など職務上の義務違反について厳しくとがめ将来を戒めること。譴責においては、口頭による注意に加えて始末書などの提出を求める。

- (2) 県小連に登録した個人又は団体の指導者については、口頭による厳重注意、文書による厳

- 重注意、活動停止、永久追放、チーム解散、その他必要に応じた処分
- (3) 参加選手の保護者については、必要に応じた処分
- 前項の(1)(2)(3)については、コンプライアンス委員会により決定する。

第6条 違反行為の措置

- 1 本規程の違反行為に対する措置は、別紙に定めた方法(手順)によって行う。
- 2 禁止事項行為については、処分段階表(別表)を以て対処する。
※処分基準及び処分段階表は日小連の定める方法(手順)を適用する。
- 3 処分を決定するに当たっては、公正を期するために当事者の弁明の機会を設定する。
- 4 処分の決定通知は、大分県小連会長名で文書で通知する。
- 5 処分決定に対する不服申し立ては、処分者が県小連会長宛に処分の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面で提出しなければならない。不服申し立てを受けたときは、県小連は処分理由の有無及び処分手続きの適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。処分者は、再度の不服申し立てはできない。
- 6 県小連は、処分を受けた指導者氏名及び処分内容、当該処分に至った経緯と違反行為の再発防止に向けての対応策が分かる書類を添えて日本小学生バレーボール連盟に報告する。

第7条 処分の種類

県小連コンプライアンス規定第3条に定めた責務及び順守事項に違反行為を行った際に科す処分の種類は、次のとおりとする。

- 1 口頭による厳重注意 違反行為について口頭で注意を行う。
- 2 文書による厳重注意 違反行為について文書で注意する。
- 3 活動停止 文書での通知を以て一定期間役職及び指導者活動を停止する。有期・無期の活動停止となる。
- 4 永久追放 文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、活動を禁止する。復権(再登録や資格の再付与)も認められないもので、県小連が科すことのできる最も重い処分である。
- 5 チーム解散 文書での通知を以って、チームの解散を課す。この処分は、あくまでもチームに課すものであり、所属員(選手)一人一人に科すものではない。
- 6 譴責(けんせき) 違反行為について文書で注意を行う。職務上の義務違反等に対し将来を戒めること。
- 7 勧告 当事者に対して、公的にある処置をしたほうが良いと公的に文書で告げ勧める。
- 8 除名 文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、県小連並びに地区小連より除名する。復権(役職復帰や資格の再付与)も認められないもので、県小連が科すことのできる重い処分である。

第8条 処分の報告

県小連で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯と違反行為の再発防止に向けての対応策が分かる書類(別紙様式)を添えて、日本小学生バレーボール連盟に報告する。

第9条

本規定の実施に関する必要な詳細は、コンプライアンス委員長が理事会の承認を得て定める。

- 2 本規程は、理事会の議決をもって変更することができる。
- 3 本規程は、令和4年3月27日から施行する。